

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月26日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

新潟市教育委員会規則第1号

新潟市立学校管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)

の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年新潟市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第3項第1号及び第3号並びに第6項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第2号並びに第3号ア及びイ、第18条第1項ただし書、第2項並びに第4項第2号及び第3号並びに第20条第3項ただし書、第5項並びに第6項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則(平成29年新潟市

教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に改める。

第4条第5号中「再任用異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に、「再任用職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に、「再任用職員の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の額」に、「第28条の4」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(以下「新教育職員勤務時間規則」という。)第16条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新教育職員勤務時間規則の規定を適用する。

(新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員及び令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例施行規則(以下「新切替え規則」という。)第2条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び新切替え規則第4条第5号の規定を適用する。